

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第171号)

平成13年3月23日

横情審答申第171号

平成13年3月23日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
諮問について（答申）

平成12年5月31日保保護第12号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「保護決定調書（請求者が特定した者に係わる分）」の公開請求の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「保護決定調書（請求者が特定した者に係わる分）」の公開請求に対し、非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「保護決定調書（請求者が特定した者に係わる分）」（以下「本件申立文書」という。）の公開請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成12年2月17日付で行った非公開決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号、第6号及び第7号に該当するため非公開としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号。以下「細則」という。）第2条及び第3条に基づき、被保護者（世帯）ごとに作成される生活保護ケースファイルの一部であり、実施機関が保護措置を決定するときに用いる帳票（細則第12号様式）である。

(2) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

本件申立文書には、世帯全員の氏名、年齢、地区名、世帯類型等個人に関する情報が記載されており、公開すると特定の個人が識別され、個人のプライバシーを著しく侵害することになる。

(3) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

本件申立文書には、被保護者から提出された保護申請書、収入申告書、異動届等に基づき決定した決定内容、最低生活費及び収入充当額が記載されており、公開すると被保護者と実施機関との信頼関係を損ない、今後の生活保護事業の円滑な執行に著しい支障が生じることになる。

(4) 旧条例第9条第1項第7号の該当性について

本件申立文書の閲覧については、厚生省社会局保護課長通達（昭和38年4月1日社

保第34号)がある。この通達によると、保護台帳、収支認定表等について一般住民より閲覧の申出があった場合は、「・・・その秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。」と閲覧を認めるべきでないとしている。

4 異議申立人の非公開決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非公開決定に対する意見は、次のように要約される。

実施機関のいう「特定の個人」とは、誰を指すのか。もし、それが妻のことならば回答になっていない。私が知りたいのは、妻のみの言を鵜呑みにし、一方的に保護決定をした事実上の決定者は誰か、また、守秘義務を盾に頑なにダンマリ戦術を敷き、徒に事を紛糾させダメージを与えた実質的な推進者は誰かということである。

そもそも行政との信頼関係はない。また、通達は行政の内部的なものである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第6項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書である保護決定調書は、細則第2条及び第3条に基づき、被保護者（世帯構成員を含む。以下同じ。）ごとに作成される生活保護ケースファイルの一部であり、実施機関が要保護者に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく措置を決定する際に作成される帳票であることが認められる。

(3) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第1号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については公開しないことができるとしている。

イ 本件申立文書のうち、ケース番号、世帯主氏名、地区名、世帯類型、労働力類型、訪問格付、世帯分離（の有無）、扶助種別、定例支払（の方法）、調書、

頁，起案年月日，決定年月日，決裁年月日，保護決定伺（実施機関の職員の職・氏名を除く。），最低生活費認定欄，収入充当額内訳欄及び扶助決定欄には，特定の個人の財産及び収入などの生活状態や，当該個人が生活保護を受けるに至った事由及び保護措置の具体的な内容並びにそれらの保護措置が決定された日付が記録されており，その記録内容自体が特定個人のプライバシーそのものであると考えられる。

このため，本件申立文書のこれらの記録は，本号本文に規定する個人に関する情報に該当する。

(4) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第6号では，「市・・・が行う・・・その他の事務事業に関する情報であって，公開することにより，・・・関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」は，公開しないことができるとしている。

イ 本件申立文書の担当員及び保護決定伺の欄に記録されている実施機関の職員の職・氏名については，公務員の職務に関する情報に該当するものとして，従来から慣行により公開してきたことが認められる。

しかし，生活保護行政においては，（3）イにあるとおり，特定個人の財産，収入などの生活状態に関する情報や保護の要否及びその程度の検討に関する情報を常に取り扱うことが必要であると認められることから，実施機関にあっては，個々の被保護者とその担当者との信頼関係を確保するとともに，被保護者のプライバシーが最大限保護されるべきものと考えられる。

そうであるとすれば，当該職務上常に被保護者のプライバシーに接し，被保護者の生活状況等を把握している担当職員等の職・氏名が公開されることは，被保護者の氏名等を非公開にしたとしても，特定個人に関する保護決定調書の一部を明らかにすることになることから，被保護者の氏名や生活に関する情報等が公開される危険性が高まり，被保護者と実施機関の担当者との信頼関係が損なわれるおそれが生じ，その結果，生活保護行政の適正かつ円滑な執行の支障となるものとする。

このことは，先に3（4）で実施機関が述べるところの厚生省社会局保護課長通達の内容も，同様の趣旨と解することが相当である。

このため、本件申立文書の担当員及び保護決定伺の欄に記録された実施機関の職員の職・氏名は、本号に該当する。

なお、本件申立文書に記録されたその余の情報については、いずれも個人の生活保護の内容等に関する情報であり、既に(3)イで述べたとおり、旧条例第9条第1項第1号に該当することが明らかであるので、本号該当性をあらためて判断するまでもない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書は、旧条例第9条第1項第1号及び第6号に該当する情報であり、公開しないことができるものであることから、同項第7号の該当性について判断するまでもなく、実施機関が非公開とした決定は、妥当である。

なお、本件の場合、保護決定調書における実施機関の管理職員の職・氏名については、当該文書と一体的なものであることから非公開としたものであり、その職・氏名そのものは横浜市職員録や組織図及び名札等によって、あらかじめ公表されている情報である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年5月31日	・ 諮問
平成12年6月20日	・ 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 諮問の報告
平成12年9月5日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年11月24日 (第236回審査会)	・ 審議
平成13年1月26日 (第239回審査会)	・ 審議
平成13年2月23日 (第240回審査会)	・ 審議
平成13年3月9日 (第241回審査会)	・ 審議